

〈2014年度 第2回：NGO・外務省定期協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名**：

開発協力大綱の実施に係るモニタリング体制および実施について

2. **議題の背景**：

これまでのODA改革や行政改革の成果として、ODAの計画～実施過程の適正化や審査・モニタリング・評価体制の充実が図られ、新大綱案にも踏襲されていると理解する。また、外務省の政策評価や、政府の行政事業レビューも含め、ODAの審査・モニタリング・評価体制は概ね他の行政分野よりも進んだものを持っていることは評価する。

一方で、ODAの上位政策といえるODA大綱自体には、従来その実施について第三者を交えたモニタリング体制はなく、今回の改定にあたっては、一時的な有識者懇談会が設置・実施されたのみで、現大綱への体系的な評価が行なわれたとは承知していない。これは、何らかの体系的な事業群を行うために目的・理念・原則を掲げ、中長期的な重点課題を掲げた上位計画を実施するに際して、市民・民間が常識とする感覚とは大いに異なる場所であり、今回改定における意見交換会・公聴会でも、NGO・企業関係者双方から指摘があったと聞き及んでいる。

3. **議題に関わる問題点（議題に上げたい理由）**：

外務省は今回改定から特に、ODA・開発協力は「外交政策の一貫（ツール）」であると強く主張している。一方で、現大綱や新大綱も引き続き、ODA・開発協力特有の理念・目的・原則・重点課題などを含んだ上位政策としての態様を有し、その下に分野別・国別の政策・計画、国別の事業展開計画が配されるなど、まとまった政策体系を有し、国会も参議院にODA特別委員会を設置するなど、行政のある政策に全く従属的な事業群ではなく、ある種の「サブ・ポリシー」としての独自性・専門性・一体性を有している。

加えて、従来は外務大臣のもとや官邸に、特にODA・開発協力について有識者の意見を諮問する会議を常設していた時期も長くあり、これらが過去の大綱や中期政策の改定に深く関わった経緯からも、政府・外務省自身も上記のことをよく認識しているものと思われる。

私たちは、必ずしも有識者による会議や審議会をいたずらに設置することが有益とは考えないが、一方で、ODA・開発協力を大綱（上位政策）レベルから定期的にモニタリングし、ODA・開発協力の常なる改革・改善に資する第三者を交えた体制が必要と考える。

4. **外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）**：

- 1) 以上「2.」「3.」の背景・問題点の指摘に対して、どのように考えるか。
- 2) 今回の大綱改定にあたり、現大綱の実施状況に関する何らかの総括や評価は行なわれたか。行なわれたとすれば、その内容や資料についてご開示願いたい。また、その内容や資料はどの範囲で情報提供がなされたのか、合わせてお知らせ願いたい。

- 3) 大綱案「Ⅲ 実施」 「(3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告」には「開発協力白書」の作成・報告のみが掲げられているが、上記に挙げたODA・開発協力の「サブ・ポリシー」としての態様に照らして、十分な説明・挙証責任を果たすものであると思われるか。
- 4) 以下「5.」で挙げた提案につき、どのように考えられるか。

5. **議題に関わる論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に確認しておきたいと現段階で考える点）**：

- 1) 新大綱案「Ⅲ 実施」 「(3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告」につき、以下のとおり修正を求めたい。

Ⅲ 実施
(3) 開発協力大綱の実施状況に関するモニタリングと報告
ア モニタリング 開発協力大綱の実施状況については、外務大臣のもとに第三者機関を設置し、定期的なモニタリングおよび検証を行い、その結果を公表する。
イ 開発協力白書 開発協力大綱の実施状況の報告のため、前項の内容も含めて、毎年閣議報告される「開発協力白書」を作成し、公表する。

- 2) 上記「1)」を具体化するために「開発協力大綱モニタリング会議（素案）」を別紙のとおり提案するので、ぜひ実現を検討いただきたい。

6. 上記議題案が相当する当日アジェンダを下記より選択し、*に番号を明記してください。

- 1) 「新・開発協力大綱」の文案について
- 2) 「新大綱」で想定される協力のあり方について（事例の検討）
- 3) 「新大綱」が必要とする組織・制度・関連メカニズムについて

***選択したアジェンダ番号：3**

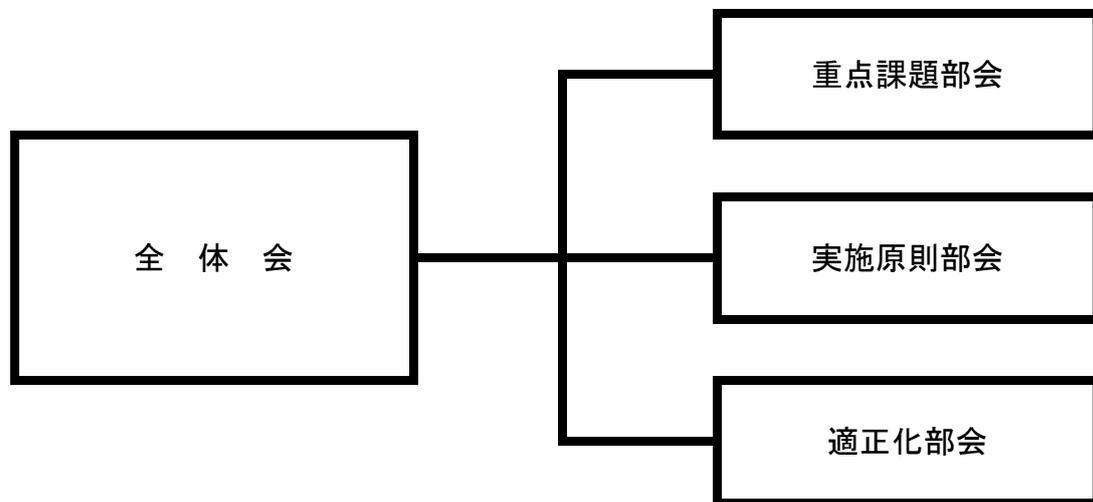
- 氏名：加藤 良太
- 役職：提言専門委員
- 所属団体：関西NGO協議会

開発協力大綱モニタリング会議（素案）

概要

- 1) 開発協力大綱の実施状況をモニタリングするため、外務大臣のもとに置かれる第三者機関として「開発協力大綱モニタリング会議」を設置する。
- 2) 委員は有識者委員および公募委員（業績・論文等により選考）に委嘱する。委嘱期間は一期3年程度とするが、一つの大綱の実施期間を継続して務められる者が望ましい。会議の議論・作業の継続性を確保するため、委員の「一斉入れ替え」は行なわないものとする。
- 3) 部会として「重点課題部会」「実施原則部会」「適正化部会」を設置し、それぞれの観点からモニタリングを行なう。モニタリングに用いる手法や指標についても、検討の範疇とする。加えて、適正化部会は従来の「開発協力適正会議」の役割を引き継ぐものとする。
- 4) 会議や作業頻度、議題設定は、外務省側の要望も入れつつ、自主的に設定する。外務省は、委員の求めに応じて必要な情報を提供する。会議の傍聴は認められ、記録は公開される。委員の求めにより、オブザーバーの審議・作業への参加も可能とする。
- 5) 3年ごとに「モニタリング・レポート」を作成、公表し、開発協力白書に掲載する。また、必要に応じ、随時声明や答申を行なうことができる。大綱の最終年に「最終報告」を行なう。

組織



運営サイクル

